

高齢障害者の介護保険利用に伴う負担軽減制度について

大津市福祉子ども部障害福祉課

令和2年2月7日

1 制度の概要

(1) 制度の背景について

(高額障害福祉サービス等給付費)

現行制度として同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、償還払いを行なう制度があります。

(新高額障害福祉サービス等給付費)

そんな中で、障害のある人が 65 歳に到達した場合、原則として利用するサービスが障害福祉サービスから介護保険サービスに変わる際に利用者負担が増加するという問題がありました。

この問題を解決するために、平成30年4月から現行の制度の拡充が行なわれ、65歳に至るまでの長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた一定の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用負担を障害福祉の制度により償還できる制度が設けられました。

(2) 対象者について

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、以下の要件を満たす場合は、介護保険に移行後に利用した障害福祉相当介護保険サービスの平成30年(2018年)4月1日以降の利用者負担分が償還されます。

- ①65歳に達する日前5年間にわたり、引き続き介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていたこと
- ②65歳に達する日の前日の属する年度分の市民村民税が非課税であること、または生活保護世帯であること
- ③65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であること
- ④65歳に達するまでの介護保険法の給付を受けていないこと

(3) 要件の詳細について

- ①65歳に達する日前5年間にわたり、引き続き介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていたこと
→ 同一の介護保険相当障害福祉サービスを5年間継続して支給決定を受けていた必要はなく、複数の介護保険相当障害福祉サービスを継続し、通算して5年間にわたり支給決定を受けていれば対象となります。

ただし、65歳に達する日前5年間において、入院や震災等により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとします。この場合、対象の方に入院期間の分かる領収書や罹災証明書等の提出を求める場合があります。

②65歳に達する日の前日の属する年度分の市民村民税が非課税であったこと、または生活保護世帯であったこと。

→ ここでいう「低所得」及び生活保護とは、支給決定における利用者負担に係る所得区分と同様のものである。

また、65歳以降に新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際、障害福祉相当介護保険サービスを利用した月の属する年度（当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）に本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者であることが必要であり、65歳に達する日の前日における所得区分とは別に、この要件を満たしているかを別途確認する必要があります。

なお、65歳以降で本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税課税者となった場合には対象から外れるが、その後再び市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者となった場合には対象となります。

（4）償還の対象範囲について

平成30年度（2018年）4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービス※にかかる利用者負担分が償還の対象となります。

※本市では、今年度（平成31年度）については、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護サービス費が既に確定している平成30年4月～7月分の障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担分を償還します。以降1年毎に申請のご案内をする予定です。

※障害福祉相当介護保険サービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護が該当します。（ただし、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）

2 本市における新高額障害福祉サービス等給付費制度の現状

（1）本市における対象者の現状

本市における制度の対象者（現時点では対象となる可能性が高い者）は、70名程度。

あくまで、障害福祉サービスの支給決定状況や障害支援区分の条件を満たしている人数であるため、障害福祉課で把握をすることのできない各対象者の介護保険サービスの利用実績情報・税情報の照会を介護保険担当課等で照会を行う必要があり、その照会の結果によっては、対象者でない方が出てくる可能性があります。

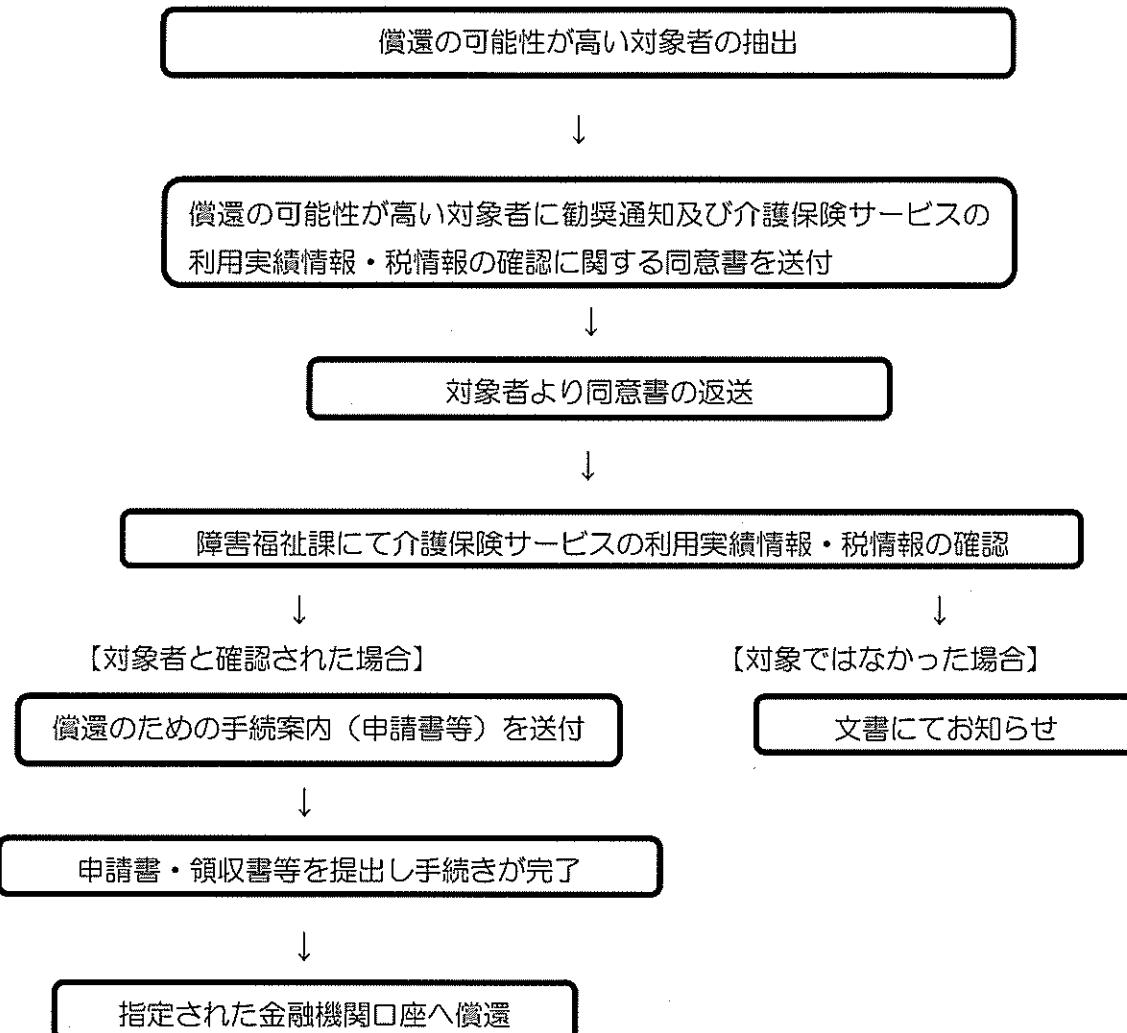
ただし、今回の対象者以外にも、

①65歳に達する日前5年間において、入院や震災等やむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けなかった期間があるが、②～④の対象要件を満たしている場合

②60歳に達した日以降に大津市に転入された方で、①～④の対象要件を満たしている場合

は対象者となる場合があるため、これらの場合については後日、本市ホームページ上で周知とともに、別途案内文を作成する予定です。

(2) 手続きの流れ



※対象者と確認された場合に添付していただく領収書に関しては、平成30年4月～7月までに利用された障害福祉サービス相当介護保険サービスの利用者負担分の額が分かる領収書を添付していただきます。

厚生労働省 高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給決定について (平成30年6月版)から一部抜粋

第1 制度改正に伴う高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について

1 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者

制度改正に伴い創設された障害者総合支援法施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費（以下「新高額障害福祉サービス等給付費」という。）の対象者の要件は、改正後の障害者総合支援法施行令及び同施行規則において、以下の全ての要件を満たすものとしている。

- 65歳に達する日前5年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。
- 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する年度（当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であったこと又は障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって、境界層該当者として負担軽減措置を受けていたこと。
- 65歳に達する日の前日において障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であること。
- 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

【対象者の具体的要件】

(1) 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたことを要件とする（同一の介護保険相当障害福祉サービスを5年間継続して支給決定を受けていた必要はなく、複数の介護保険相当障害福祉サービスを継続し、通算して5年間にわたり支給決定を受けていれば対象となる。）。

ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由（注1）により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

（注1）入院その他やむを得ない事由とは、60歳から65歳の期間において、入院や震災等により、支給決定に係る申請を行うことができなかった場合等が該当する。なお、当該事由に該当するか否かについては、これを踏まえ、入院期間の分かる領収証や罹災証明書等により確認したうえで、市町村において判断されたい。

新高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス（「介護保険相当障害福祉サービス」及び「障害福祉相当介護保険サービス」）は以下のとおり。（注2）

【介護保険相当障害福祉サービス】居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

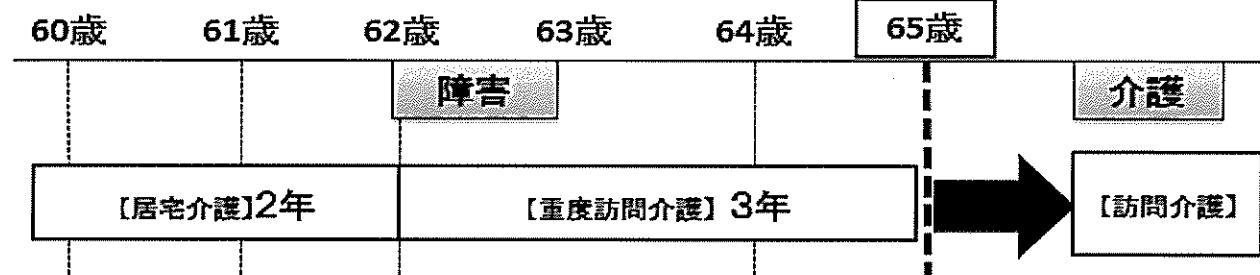
【障害福祉相当介護保険サービス】訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（注3）

(注2) 介護保険相当障害福祉サービス及び障害福祉相当介護保険サービス共に、基準該当サービスを含む。

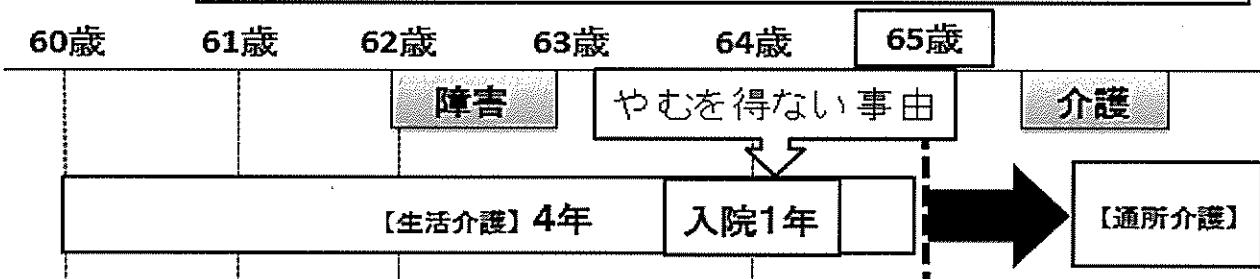
(注3) 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれない。

なお、これはあくまで新高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービスを規定したものであり、必ずしも障害者総合支援法第7条及び障害者総合支援法施行令第2条の介護保険優先原則に係る「相当サービス」となるわけではないことにご留意いただきたい。

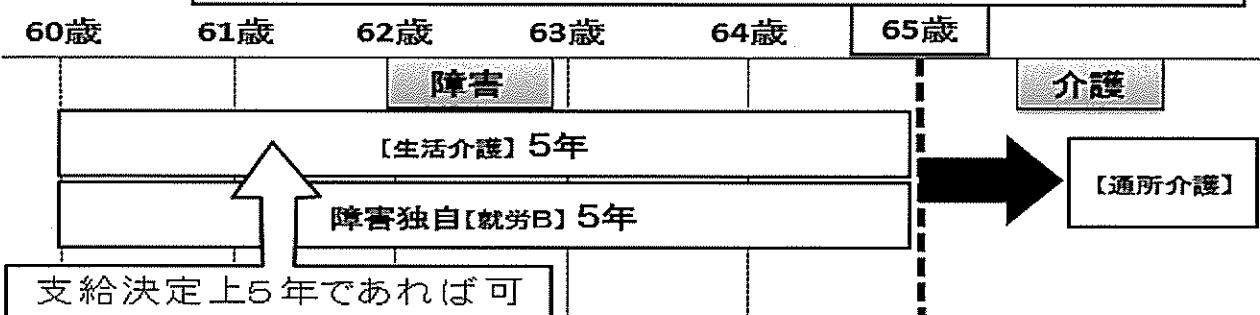
○ ケース① 62歳までは居宅介護を利用しており、その後、重度訪問介護に移った場合
→ 対象



○ ケース② 5年間のうち、4年間は生活介護を利用していたが、1年間は入院のために生活介護の支給決定を受けていなかった場合
→ 対象



○ ケース③ 5年間、生活介護と就労Bを日ごとに使い分けていた場合＝日ごとに使い分けている場合、生活介護の支給決定を5年間受けていることに変わりはない
→ 対象



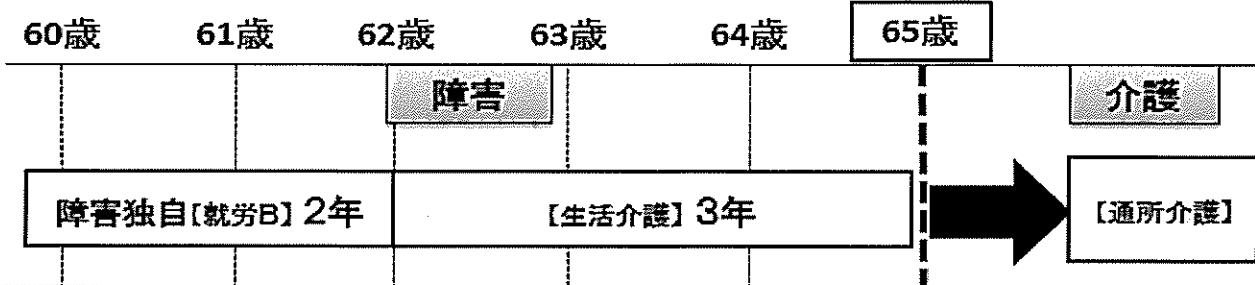
× ケース④ 62歳までは就労Bを利用していたが、生活介護に移った場合
→ 対象外





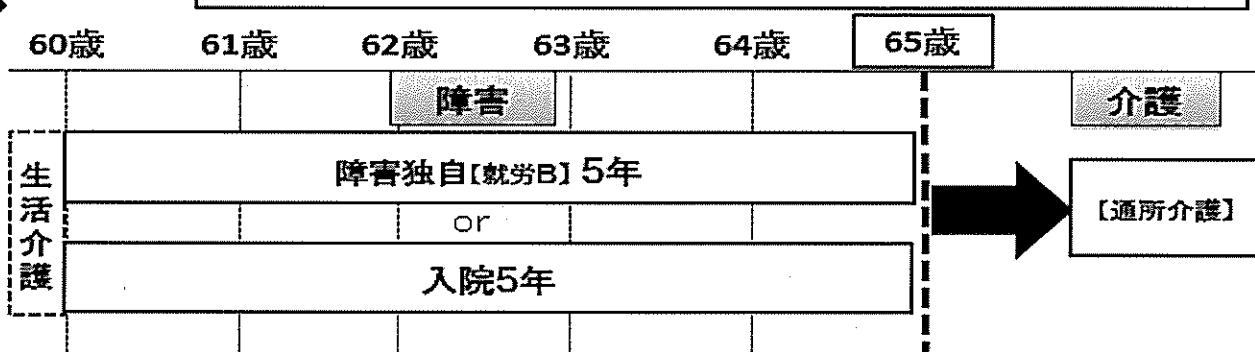
ケース⑤

62歳までは就労Bを利用していたが、衰えにより生活介護に移った場合
→ 対象外



ケース⑥

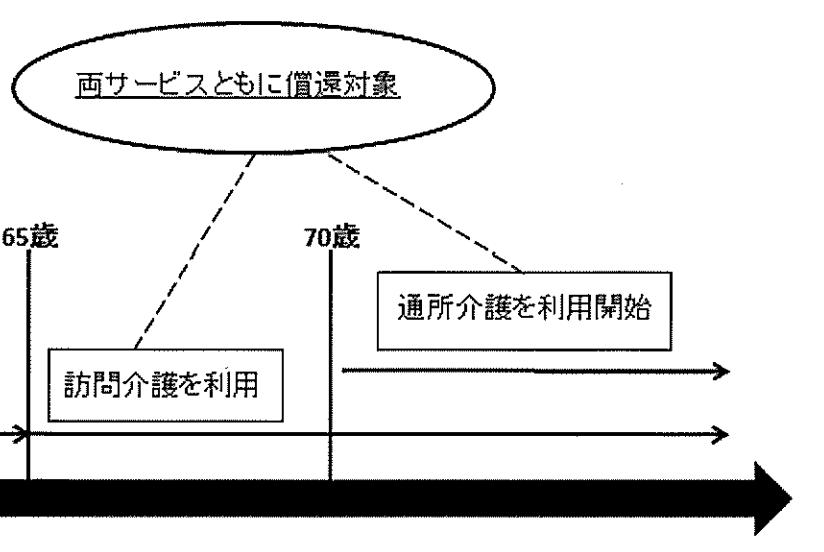
60歳までの長期間生活介護を利用してきたが、何らかの理由で60-65歳で相当するサービスの支給決定を受けていなかった場合 → 対象外



なお、平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた者であっても、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であれば対象となる（償還の対象となるのは、平成30年4月1日以降に利用した障害福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担分。）。

また、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスのうち1種類でも支給決定を受けていれば、65歳到達後に利用する他の障害福祉相当介護保険サービス分についても、新高額障害福祉サービス等給付費の対象となる。

(例)



(2) 65歳に達する日の前日において「低所得」(注1)又は「生活保護」(注2)に該当していたことを要件とする。

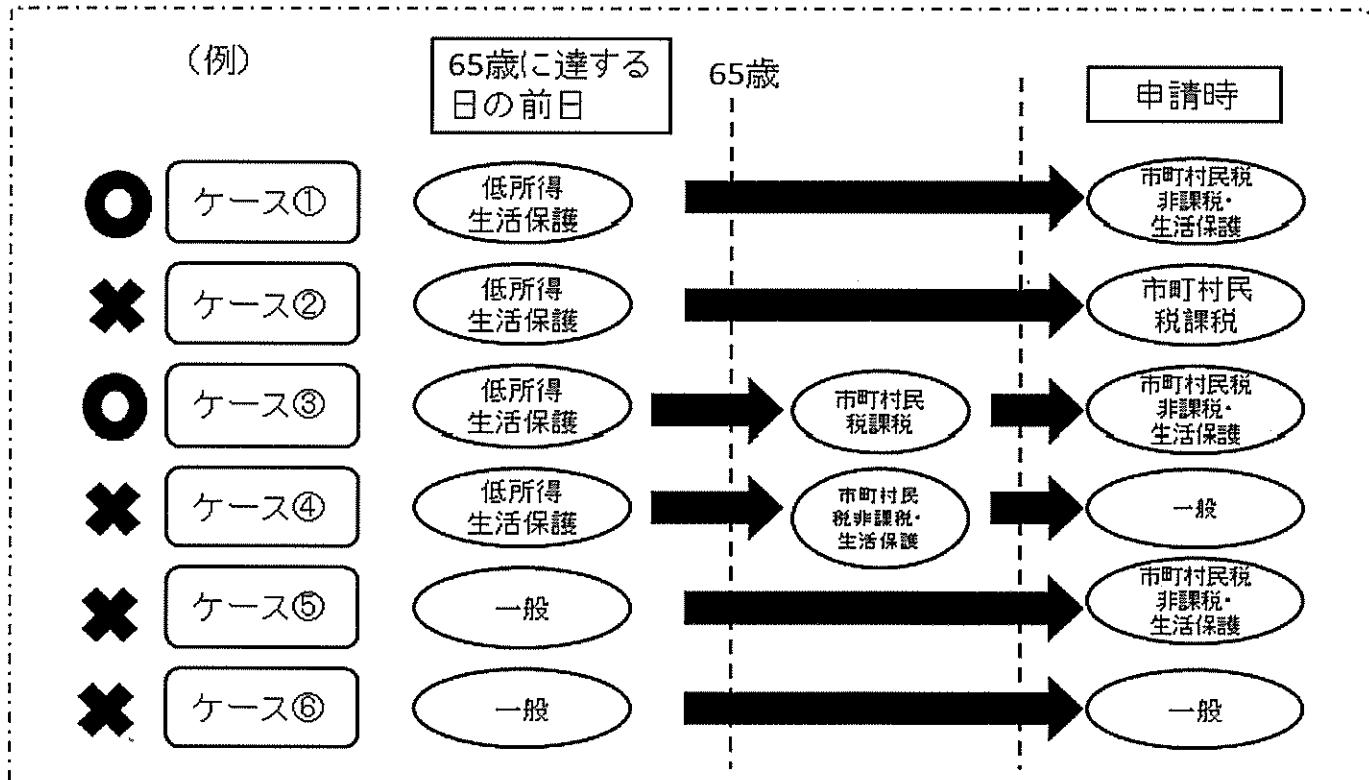
ここでいう「低所得」とは、支給決定における利用者負担に係る所得区分と同様のものである。

(注1) 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する年度(当該障害者が65歳に到達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)において、市町村民税非課税(条例により市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であった者。

(注2) 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月において被保護者であった者又は要保護者であって、境界層該当者として負担軽減措置を受けていた者(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯についても同様の取扱い。)。

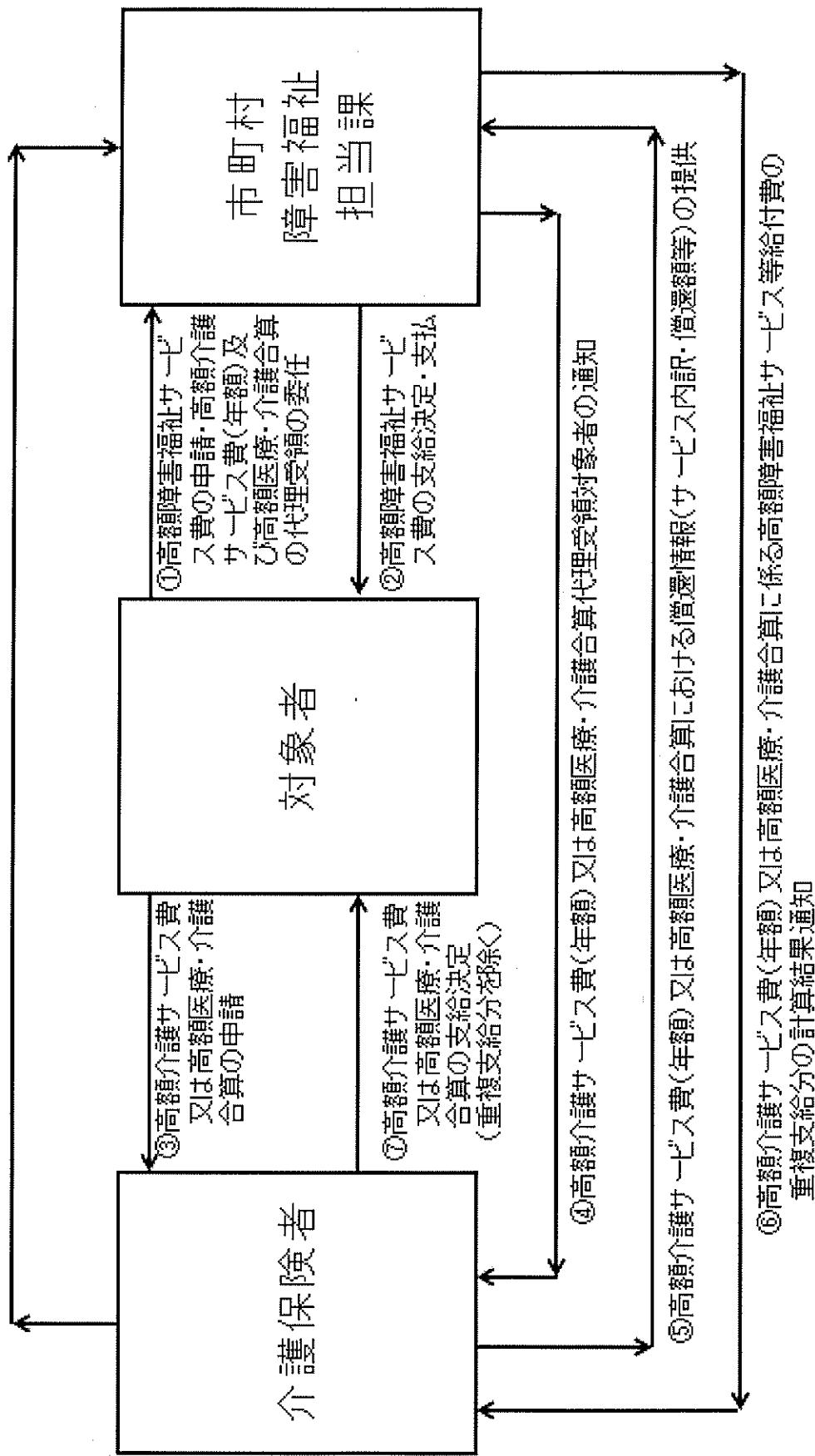
また、65歳以降に新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際、障害福祉相当介護保険サービスを利用した月の属する年度(当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)に本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者であることが必要であり、65歳に達する日の前日における所得区分とは別に、この要件を満たしているかを別途確認する必要があることにご留意いただきたい。

なお、65歳以降で本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税課税者となつた場合には対象から外れるが、その後再び市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者となつた場合には対象となる。



【代理受領の流れ（イメージ）】

⑥高額介護サービズ費(年額)又は高額医療・介護合算に係る高額障害福祉サービズ等給付費の重複支給分の送金(市町村障害福祉課の代理受領)



※上記はあくまでもイメージ図であり、市町村等の運用により変更しても差し支えない。

大福障第4174号
令和2年1月6日

大津市福祉子ども部障害福祉課長

高額障害福祉サービス等給付費の対象者確認について（お知らせ）

平素は、当課所管事務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本通知は、高額障害福祉サービス等給付費の償還の対象となる可能性がある方に送付しています。

償還の対象者かどうかの確認には、別紙同意書の提出が必要になりますので、同封の用紙に記入・押印し、返送してください。

同意書を返送していただいた方については、介護保険サービスの利用実績及び税情報等を確認し、結果を改めて文書でお知らせします。

<提出していただくもの>

- ・高額障害福祉サービス等給付費当に関する支給認定にかかる情報照会同意書

※同意書につきましては、令和2年2月3日（月）までに返送してください。

●お問い合わせ●
〒520-8575 大津市御陵町3-1
大津市役所 障害福祉課 管理係
担当：越智
TEL: 077-528-2745
FAX: 077-524-0086

<高額障害福祉サービスについては裏面をご確認ください>

1 高額障害福祉サービス等給付費とは

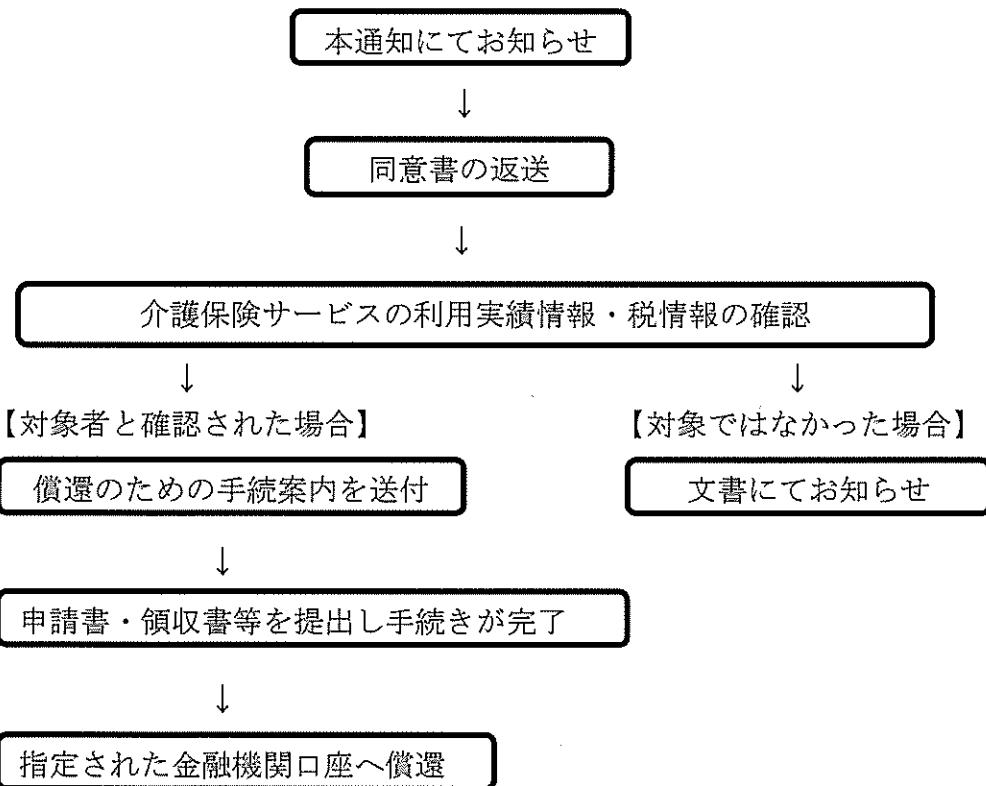
65歳に達する日前の5年以上にわたり、特定の障害福祉サービスを利用していた65歳以上の障害のある人に対して、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉の制度により償還することにより、利用者の負担を軽減する制度です。

障害のある人が65歳に到達した場合、原則として利用するサービスが障害福祉サービスから介護保険サービスに移行しますが、その際に利用者負担が増加するという問題があり、これを解決するために、平成30年（2018年）4月から新しく始まった制度です。

2 対象者及び償還の対象範囲について

別紙「特定の障害福祉サービスを利用された65歳以上の方の介護保険サービスの利用負担を軽減します」をご覧ください。

3 手続きの流れ



※生活保護受給者に関しては、生活福祉課を通じて、償還のための手続き及び委任状をお渡しします。また、本人様ではなく大津市福祉事務所へ納入されます。

※対象者と確認された場合に添付していただく領収書に関しては、平成30年4月～7月までに利用された障害福祉サービス相当介護保険サービス（詳細は別紙「特定の障害福祉サービスを利用された65歳以上の方の介護保険サービスの利用負担を軽減します」をご参照ください。）の利用者負担分の額が分かる領収書を添付してください。

**特定の障害福祉サービスを利用された65歳以上の方の
介護保険サービスの利用負担を軽減します**

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件を満たす場合は、介護保険に移行後に利用した介護保険サービスの平成30年（2018年）4月1日以降の利用者負担分が償還されます。

1 対象者

以下の全ての要件を満たす方

①	65歳に達する日前5年間にわたり、引き続き 介護保険相当障害福祉サービス ※注の支給決定を受けていること
②	65歳に達する日の前日の属する年度分の市町村民税が非課税であったこと、 または生活保護世帯であったこと
③	65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であること
④	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付を受けていないこと

2 償還の対象範囲

平成30年（2018年）4月以降に提供された**障害福祉相当介護保険サービス****※注**にかかる利用者負担分

（今年度につきましては、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護サービス費が既に確定している平成30年4月～7月分の**障害福祉相当介護保険サービス**の利用者負担分を償還します。以降1年毎に申請のご案内をします。）

※注

介護保険相当 障害福祉サービス	障害福祉サービス相当 介護保険サービス
居宅介護	訪問介護
重度訪問介護	通所介護
生活介護	短期入所生活介護
短期入所	地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 (介護予防サービス及び地域密着型介護 予防サービスは含まれません)

■お問い合わせ■

大津市役所 障害福祉課 管理係 担当：越智

TEL:077-528-2745 FAX:077-524-0086

高額障害福祉サービス等給付費の支給に向けた確認にかかる情報照会同意書

年 月 日

(宛先)

大津市福祉事務所長

私は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定される高額障害福祉サービス等給付費の支給に向けた確認の審査にあたり、大津市障害福祉課が私及び同一の世帯に属する配偶者の課税状況及び生活保護受給の有無、介護保険の利用状況について情報照会することに同意します。

住 所

氏 名

署名代筆者

住 所

氏 名

(続 柄 :)